

定 款

令和 7 年 6 月 2 7 日 改 定

日 和 産 業 株 式 会 社

日 和 産 業 株 式 会 社 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は日和産業株式会社と称す。
英文ではN I C H I W A S A N G Y O C O . , L T D . と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 飼料の製造及び委託加工並びに売買仲介
2. 遭難雑穀及び船車、倉庫、荷粉品の買受及び販売
3. 内外碎米雑穀類の売買仲介
4. 肥料の製造並びに売買仲介
5. 製飴原料及び醸造原料並びに製油原料の売買仲介
6. 搾油工業並びに油脂類売買仲介
7. 油脂加工業並びに製品の売買仲介
8. 石鹼洗剤類の製造並びに売買仲介
9. 倉庫業及び運送業
10. 輸出入業
11. 損害保険代理業
12. 家畜及び家禽用器具の製造並びに売買仲介
13. 建築業
14. 家畜、家禽類の飼育、畜産物の生産、及び畜産物、食品の加工並びに売買仲介
15. 動物医薬品の販売及び家畜診療事業
16. 再生可能エネルギー等による発電並びに、電気の供給及び販売
17. 上記に関する一切の附帯事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を神戸市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、79,591千株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 10 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 11 条 当社は毎年 6 月に定時株主総会を招集する。

前項のほか必要がある場合は臨時に株主総会を招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(議 長)

第 13 条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役が複数選定されている場合は、予め取締役会において定めた順位に従い、順位の高い代表取締役が議長となる。代表取締役に事故あるときは予め取締役会において定めた順位により他の取締役がこれに当たる。

(議決権の代理行使)

- 第 14 条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- ただし、株主又は代理人は株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(電子提供制度)

- 第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

- 第 17 条 株主総会の議事は、その経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(定 員)

第 18 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の取締役は8名以内とし、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は4名以内とする。

当社は、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員を選任することができる。

(選 任)

第 19 条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議において選任する。

取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 20 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 21 条 取締役会は、法令で別段の定めある場合を除き、予め取締役会で定めた取締役がこれを招集しその議長となる。当該取締役に事故あるとき又は欠員のときは、予め取締役会において定めた順位により他の取締役がこれに当たる。

(取締役会の招集通知)

第 22 条 取締役会の招集通知は各取締役に對し会日の3日前までにこれを発するものとする。
ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。取締役全員の同意があるときは招集手続きを経ずにこれを開くことができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 23 条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。
当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(役付取締役及び代表取締役)

第 25 条 取締役会はその決議をもって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役会長、取締役社長及び取締役副社長各1名、取締役相談役、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。取締役会の決議により前項の取締役のうち、各自会社を代表する代表取締役4名以内を選定する。

(役付取締役の職務)

- 第 26 条 取締役社長は会社を代表し、会社の業務を執行する。
取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は取締役社長を補佐する。
取締役社長事故あるときは予め取締役会において定めた順位により他の取締役がその職務を代行する。

(報酬等)

- 第 27 条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第 28 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度内において免除することができる。
当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。
ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

- 第 29 条 監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対し会日の3日前までにこれを発するものとする。
ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
監査等委員全員の同意があるときは招集手続きを経ずにこれを開くことができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 30 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数をもって行う。

(常勤の監査等委員)

第 31 条 監査等委員会は、その決議により監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の責任限定契約)

第 32 条 会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。
ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 33 条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等)

第 34 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(除斥期間)

第 35 条 期末配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない場合には、当会社はその支払義務を免れる。
未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当会社は、第121回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 第121回定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条（監査役の責任免除）の定めるところによる。

以 上